

富山県警察本部庁舎管理要綱の制定について（例規通達）

[概要]

この要綱は、富山県庁舎等管理規則（昭和 41 年富山県規則第 46 号。以下「規則」という。）、「富山県警察が使用する庁舎の管理について」（昭和 58 年 10 月 25 日付け富務第 1042 号。）その他別に定めるもののほか、富山県警察本部庁舎（富山市新総曲輪 1 番 7 号に所在するものに限る。以下「本部庁舎」という。）の管理（営繕業務等に係る管理を除く。）に関し必要な事項を定めている。